

# 高山著書から読む ノート “共謀罪の何が問題か”

Notes by 松田 一真 (Kazuma MATSUDA)

2019年8月27日

本ノートにおける「共謀罪」とは、2017年成立の法制のことを指す。本ノートでは高山著書 [1] 出版時点で共謀罪法は法案であったことから、「共謀罪」「共謀罪法」「共謀罪法案」等の表現について特に断りのない限り同じものを指し、区別したものではない。

## 記号の用例

- ∴ よって、ゆえに (therefore)
- ∵ なぜなら、なぜならば (because)
- cf. 参照, 比較 (compare)
- e.g. 例えば (example)
- i.e. つまり、言い換えれば (that is)

## 参考文献

- [1] 『共謀罪の何が問題か』高山 佳奈子 (岩波ブックレット No.966, 岩波書店, 2017年5月19日)
- [2] 「組織的犯罪処罰法改正による「共謀罪」新設について」山下 幸夫 (弁護士), 『共謀罪批判——改正組織的犯罪法の検討』(別冊法学セミナー, 日本評論社, 2017年9月20日)
- [3] 「[インタビュー] 共謀罪の何が問題か」高山 佳奈子 (弁護士), 『共謀罪批判——改正組織的犯罪法の検討』(別冊法学セミナー, 日本評論社, 2017年9月20日)
- [4] 「「共謀罪」の刑法解釈学的検討」安達 光治 (立命館大学教授), 『共謀

罪批判——改正組織的犯罪法の検討』(別冊法学セミナー, 日本評論社, 2017年9月20日)

- [5] 『共謀罪とは何か』海渡雄一・保坂展人 (岩波ブックレット No.686, 岩波書店, 2006年10月5日)
- [6] 「立憲主義・民主主義から見た共謀罪」本 秀紀 (名古屋大学教授), 『共謀罪批判——改正組織的犯罪法の検討』(別冊法学セミナー, 日本評論社, 2017年9月20日)
- [7] 『「共謀罪」—ひるむな、委縮するな 今こそ憲法を武器に闘おう』中谷 雄二 講演録 (秘密パンフレット No.2, 秘密法と共謀罪に反対する愛知の会, 2017年11月5日)
- [8] 『日本国憲法』伊藤 真 (角川春樹事務所, 2013年4月28日)
- [9] 「国際組織犯罪防止条約をめぐる国際刑事法と国際人権法」桐山 孝信 (大阪市立大学教授), 『共謀罪批判——改正組織的犯罪法の検討』(別冊法学セミナー, 日本評論社, 2017年9月20日)

## 共謀罪について [1],[2]

いわゆる「共謀罪法案」とは、「組織的犯罪処罰法(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律)改正案」のことであり、下記日程で閣議決定から施行までがなされた。

2017年3月21日 閣議決定(第3次(第2次改造)安倍内閣)  
2017年6月15日 参議院本会議で可決, 成立  
2017年7月11日 施行(異例のスピード施行 [2])

### 過去3度の廃案までの経緯 [1],[2]

2002年 法制審議会で検討  
2003年3月 第156回通常国会に法案提出(小泉内閣)  
2003年10月 衆議院解散に伴い廃案  
2004年2月 第159回通常国会に法案提出(小泉内閣)  
2005年8月 衆議院解散に伴い廃案  
2005年10月 第163回特別国会に法案提出(小泉内閣)  
→ 民主党: 決議に反対  
→ 小泉首相(当時)と河野洋平衆議院議長(当時)の協議  
で強行採決は見送り  
2009年7月 衆議院解散により廃案

## §0 はじめに

### ○ いわゆる「共謀罪法案」とは?

- ・ 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案」(以下「組織的な犯罪処罰法改正案」と呼ぶ) [1]
- ・ なぜ「共謀罪法案」と呼ぶか?  
∴ 過去3回国会に提出され, いずれも廃案となった「組織的な犯罪処罰法の改正案」に「共謀罪」を新設する条文(6条の2)が含まれるから [2]
- ・ 過去廃案となった「共謀罪法案」との比較 [1]
  - (i) 内容は実質的に同じ

(ii) 対象犯罪を600以上あったものから277に減らした\*1

### ○ 元々の共謀罪法案の目的 [1],[2]

- ・ 国連国際組織犯罪防止条約(越境犯罪防止条約, TOC条約, パレルモ条約)への日本の参加のため  
= マフィア対策のための条約 ≠ テロ対策  
→ 日本政府は2000年12月に条約に署名, 2003年5月に条約批准の国会承認を決議

### ○ 共謀罪法案についての政府のアナウンス = “ウソの看板” [1]

- ・ 「「テロ等準備罪」を処罰するもの。」
- ・ 「2020年東京五輪開催のために必要。」  
∴ 法案に, テロに照準を合わせた条文は一つも無い

### ○ 日本のテロ対策 [1]

- ・ テロ対策の諸条約は締結済み  
→ そのための国内立法は完備されている

### ○ 共謀罪創設の目的として考えられること\*2 [1] (すなわちその危険性)

- ・ 政府に批判的な運動を弾圧するため
- ・ 捜査権限を拡大して市民の権利や自由を制約するため
- ・ 米国に大量の個人情報融通するため 等

### ○ エトセトラ

\*1 衆議院事務局資料では316. [1]

\*2 共謀罪の議論が, 立法事実が無いにも関わらず急浮上したことに関して, 急に国内的な情勢が変わったということではなく, 何かきっかけになるような事件があったか, あるいは外圧かどちらか, あるいはその両方が理由だと考えられる. 事実として“担当者が代わった”ということがあり, 2016年夏に着任した現在の警察庁の組織犯罪対策部長がこの立法を強く推進した可能性がある. この立法について, 法務省も外務省も積極的に急いではおらず, 一番大きな圧力は警察からきている. 一部報道によると, この警察庁組織犯罪対策部長は, 以前は警視庁の刑事部長であり, 伊藤詩織さん準強姦容疑で逮捕状が出ていた山口敬之氏の逮捕執行を止めさせたということ自ら認めている人物である. またこの人物は古賀茂明氏の報道ステーションキャスター降板の働きかけも行っており, このことは古賀氏の著書の中に書かれている. [3]

- ・ 現行法の下で多くの冤罪事件が発生している。共謀罪法案によって冤罪事件が増加するだろう [1]

#### 【日本の刑事事件の起訴率と有罪率等】

- \* 日本の刑事裁判における有罪率は 99.9% と極めて高い (先進諸国での有罪率は 7~8 割)
- \* 被疑者の扱い
  - ・ 起訴と不起訴 (嫌疑なし, 嫌疑不十分, 起訴猶予 (有罪の証明可能))
- \* 被疑者が起訴されて裁判にまでなる刑事事件は 3 割未満 (→ 99.9% 有罪), 5 割強の事件は不起訴 (→ 有罪の証明が可能だが起訴猶予となったものを含む)
- \* 「人質司法<sup>a</sup>」と言われる代用監獄の問題や自白偏重の取り調べや自白の取扱い, 証拠開示の不十分さ, 無罪の推定と言えない証拠の評価や法解釈など
- \* 上級国民問題

<sup>a</sup> 警察に一度逮捕されたら, 軽い罪であっても犯行を否認する限りは, 釈放もされず保釈もされないという司法の現実.

#### [参考]

泉総合法律事務所

<https://izumi-keiji.jp/column/houritsu-gimon/yuzai-99-per>

アディーレ法律事務所

<https://www.adire-bengo.jp/basics/kiso.html>

Business Journal (山岸純 弁護士)

[https://biz-journal.jp/2018/03/post\\_22606\\_2.html](https://biz-journal.jp/2018/03/post_22606_2.html)

弁護士ドットコム (荒川和美 弁護士)

[https://www.bengo4.com/c\\_1009/c\\_1196/b\\_299352/](https://www.bengo4.com/c_1009/c_1196/b_299352/)

法律事務所ホームワン

<https://keiji.home-one.jp/consult/yamada.html>

## § 1 共謀罪と日本法の違い

### § 1.1 英米法における共謀罪

- 「共謀罪」とは, 複数の者で犯罪を共謀 (犯罪の計画について合意) すること自体が独立の罪とされるもの [1]
  - ・ 英米法の伝統を持つ国々で用いられてきた [1]  
cf. 日本の刑法はヨーロッパ大陸法 (ドイツ法 [3]) の伝統に属している
- 「顕示行為 (オーバーアクト)」とは? [1]
  - ・ 共謀が, 単なる空想ではなく現実の計画であることを示すような, いわば「氷山の一角」と見られる行為
  - ・ それ自身が人身や財産に対する危険を含んでいる必要は無い  
i.e. 英米法における共謀罪の処罰の要件とされる行為

#### 【「顕示行為 (オーバーアクト)」と「予備」】

オーバーアクトとは, 元々心理学に由来する刑法理論で, 「犯行の意思が実際にあるという推測を助ける目に見える行為事実」のことで, 断片的な状況証拠にすぎない. 逆に言うと, 「準備を始めたかどうかかわからないが, 始めていないとも言いきれない段階」. それに対して, 予備とは「犯罪を犯すために必要な具体的な準備を整えていて, 犯行直前だと判断できる段階」のこと.

#### [参考]

共謀罪 (テロ等準備罪) って・・・なんだ?

(旧サイト) <http://kyobo.syuriken.jp/overtact.htm>

最新サイト <https://aocl.jimdo.com/>

## § 1.2 日本の既遂・未遂・予備の罪

- 日本の犯罪処罰の法体系 (共謀罪処罰制度が無いものとして)[1]
  - ・ 犯罪の処罰は，“既遂”を重く処罰することが原則
  - ・ 重大な犯罪については“未遂”も処罰する。
    - i.e. 生命等の重要な利益を保護するために、時間的にさかのぼって国家権力の介入を認める
  - ・ 一部の犯罪類型には“予備<sup>\*3</sup>”罪の処罰がある
  - ・ 裁判における未遂や予備の処罰範囲の決定は“科学的な危険性”の判断に基づく
    - ∴ 憲法 31 条「適正手続の保障」による
    - cf. 諸外国では「〇〇で人が殺せる」と思った (科学的には殺害が不可能でも) 場合に殺人未遂が成立する所も
  - ・ 従来の広義の刑法においても、予備・準備、陰謀・共謀の処罰規定が存在する [4]

## § 1.3 日本法の危険犯罪罰

- 「抽象的危険犯」とは [1]
  - ・ 人体や身体、財産等の利益に対する具体的な危険を発生させない行為であっても、抽象的に危険だとして処罰の対象とする犯罪類型
  - e.g. 道路交通法上の速度違反
  - ・ 日本で「抽象的危険犯」を行政的制裁 (反則金等) にする違法行為の範囲は限られており、多くの違法行為が軽微な内容でも“犯罪” (刑事的制裁) として定義されている
- 「抽象的危険犯」の類型は大問題
  - ∴ 「抽象的危険犯」の類型は、危険な物や手段を準備する行為を網羅的に処罰しているから。 [1]

<sup>\*3</sup> 既遂を実現する目的をもって、一定の準備を行うこと。

## § 1.4 日本法の共犯処罰

- “共犯”について [1]
  - ・ 共謀罪には複数人が犯罪を計画するという“共犯”の側面を持つ
  - ・ 「共謀共同正犯 (共同正犯)」という、共謀罪によく似た処罰類型が存在する
- 「共謀共同正犯」とは [1]
  - ・ 複数人が犯罪を実行する計画を立て、そのうち誰か一人が処罰対象となる行為をなした際に、その共謀に参加した全員が「一網打尽」に共同正犯として処罰できる
  - ・ 犯罪集団の一員が犯罪行為を行ったことを要件として、集団全員を未遂や予備罪で処罰する
  - ・ 自分では手を下さない組織犯罪の親玉を重く処罰できる利点がある
  - e.g. オウム真理教教祖を「正犯」に
- 共謀罪と共謀共同正犯との違い [1], § 1.1 [参考]
  - ・ 「誰か一人」が何をすれば「一網打尽」の処罰が可能か

## § 1.5 まとめ

日本の現行法制度は、かなり高度の一貫性や合理性を備えている。日本法の伝統とは異質な<sup>\*4</sup> <sup>\*5</sup> 「共謀罪」は犯罪対策として有効なのだろうか。

<sup>\*4</sup> 日本の刑法の実体法が継受しているドイツと比べても、日本の裁判において危険を処罰することについては、“頭の中の危険”では危険とは呼べないという立場を判例が採っている。「共謀罪」は基本的に“頭の中の危険”を共有した状態で犯罪が完成すると理解されている犯罪類型であるから、日本のこれまでのやり方と全然違っており、「共謀罪は刑法の体系を崩す」と危惧されている。 [3]

<sup>\*5</sup> コンスピラシー (共謀、陰謀) は、英米法の伝統に根差したものであり、そのような伝統を共有しない日本の刑法体系にこれを唐突に接ぎ木することは、妥当ではない。 [4]

	共謀罪	共謀共同正犯
要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「顕示行為」, 犯行の意思が実際にあるという推測を助ける行為</li> <li>・顕示行為自体が危険である必要はなく, 計画が空想でなくて現実的なものであることが示されればよい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予備や未遂, 既遂を成立させる行為</li> <li>・例外的な処罰でも, 計画に一定の危険性が必要</li> </ul>
例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・暴行の合意 [下記参考参照]</li> <li>・殺人計画で意気投合したうちの一人がナイフを購入 (ナイフの使用目的は問わない)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・共謀者のうち一人が青酸カリを調達 (明確な殺人の準備)</li> </ul>

#### [参考]

「テロ対策を名目とする共謀罪に反対する！」(海渡雄一 弁護士)  
<https://nohimituho.exblog.jp/26141286/>

## § 2 国連条約にそぐわない内容

### § 2.1 国連国際組織犯罪防止条約が求める対策

#### ○ 自民党の主張と条約の要求との齟齬 [1]

- ・ 自民党：共謀罪は国際組織犯罪防止条約の締結のために不可欠
  - ・ 国連：共謀罪の内容を要求していない\*6
- cf. 条約締約国のほとんどがこのような立法を行っていない

\*6 さらに, 国連からは, 国連人権理事会が任命している特別報告者のジョセフ・カナタチ氏から安倍首相宛に, 「共謀罪法案」がプライバシーの権利の保護と救済にとって有する懸念について説明を求める公開書簡が発出された (2017 年 5 月 18 日). これは, 日本も締約国である自由権規約 17 条 1 項によって保障されているプライバシーに関する権利に関して国家が負っている義務との関係を問題にしたものである. [9]

- ・ 国会に提出された法案は, 条約との関係で見ても歪んだ内容
- 国連国際組織犯罪防止条約の内容 [1]
- ・ マフィア対策の条約. ターゲットの中心は組織的な経済犯罪
  - ・ 2000 年の国連総会で採択
- cf. 米国同時多発テロ (2001 年 9 月) より前
- ∴ 本条約締結のために「テロ等準備罪」の処罰を導入することは眉唾もの
- ・ 国際的な組織犯罪への効果的な対策を目的 (第 1 条)
- i.e. 単独犯の無差別殺傷事件や自爆テロはターゲットに含まれない
- ∴ 「テロ」を持ち出すのはおかしい
- 条約に必要な立法 [1]
- ・ 締約国が「共謀罪」か「参加罪 (結集罪)」のどちらかを犯罪とすべく必要な立法その他の措置をとるものとする (第 5 条 1 項 a)
  - ・ 条約の求める「共謀罪」の内容は, テロ対策ではなくマフィア対策
- ∴ 「金銭的利益その他の物質的利益を得ることに直接又は間接に関連する目的」が「共謀罪」の定義の要素
- cf. 「顕示行為」に相当する部分は, 「合意の内容を示す行為」ではなく「推進する行為」と表現
- ・ ヨーロッパ大陸型法制度を持つ国の多くは「参加罪」を処罰することで条約に対応
- cf. ヨーロッパ大陸型の日本が「共謀罪」の立法で条約に参加するのは異質\*7
- 日本は「共謀罪」処罰によって条約にどう対応するのか [1]
- ・ 「合意」と「推進行為」だけで重大犯罪を処罰することに

\*7 日本の刑法の実体法はドイツ法を継受しているので, ドイツと同じようなやり方で対応することが最も自然. ドイツには元来「結集罪」という犯罪類型があり, これを条約に対応している. [3]

→ 「推進行為 (顕示行為)」だけで処罰する点が問題

cf. 条約全体から、第5条 (「共謀罪」または「参加罪」による処罰) を形式的に当てはめた国内立法は必要ないと解釈される

cf. 国連の公式の立法ガイドにも国内立法が必要ないと明記

法務省 「国連の担当事務局が作成している『立法ガイド』によれば、共謀罪と参加罪のいずれも設けないことが許されるのではないか。」との指摘があるが、この指摘は当たらないと考えている。」

日弁連 「国連犯罪防止条約を批准するのには、共謀罪、結社罪 (= 参加罪) のいずれも導入不要である」

- ・ これら主張の相違は、『立法ガイド』51項の和訳に起因するらしい。
- ・ いずれにしても、国内法整備の指針となる国連の「立法ガイド」を執筆した米国教授\*8は「条約はイデオロギー的、宗教的、政治的な動機からくる犯罪を除外している」と語り、テロ防止は条約の目的に含まないことを強調 (毎日新聞 2017年6月13日)

#### [参考]

法務省 HP

[http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji\\_keiji35-1.html](http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji35-1.html)

日弁連「共謀罪の創設に反対する意見書」

[https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion\\_120413\\_4.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2012/opinion_120413_4.pdf)

西村法律事務所 (ブログ)

<http://blog.lawfield.com/?p=347>

毎日新聞

<https://mainichi.jp/articles/20170614/k00/00m/030/126000c>

## § 2.2 締結国は共謀罪立法なしが原則

○ 国際条約に対応する国内立法 [1]

- ・ 条約の本来の目的に合致する形で実現されればよい
- ・ 国連国際組織犯罪防止条約の全体を統括する最重要目的は、効果的に組織犯罪を防止すること (第1条)

∴ 国内立法が上記内容を実現していればよい

○ 自国の国内法の基本原則に従った必要措置 [1]

- ・ 「締結国はこの条約に定める義務の履行を確保するために、自国の国内法の基本原則 (= 憲法)に従って必要な措置 (立法等) をとる」 (第34条1項)

∴ 憲法に違反する内容なら国際条約に参加できない

国際条約に対応するための立法は憲法に適合する内容にしなければならない

○ 共謀罪での対応は憲法解釈から逸脱 [1]

∴ 「顕示行為」の段階での処罰が科学的な危険の存在を要件としない  
i.e. 憲法31条「適正手続の保障」を侵害

○ 日本が条約を締結するための適切な道 [1]

\* 条約にいう「合意を推進するための行為」の解釈として

- ・ 予備罪等の準備段階の類型
- ・ 「抽象的危険犯」
- ・ 「共謀共同正犯」

でカバーされる範囲で、犯罪を計画実行に移す行為を処罰すべき

cf. 米国のように、第5条に「留保」を付して条約に参加することも可能

## § 2.3 条約は共謀罪立法を義務づけていない

○ 国連の「立法ガイド」第51項

- ・ 「共謀罪および結社罪のいずれかの制度も導入することなしに、組織的犯罪集団に対して有効な措置を講ずることを認める余地がある」

\*8 ノースイースタン大学 ニコス・パッサス教授

(訳：海渡雄一・保坂展人) [5]

#### ○ 条約第 5 条 [1]

- ・ 「共謀罪」か「参加罪 (結集罪)」のどちらかによる対応を求める
- ・ しかし、各国は国内法の基本原則 (= 憲法) に従った法整備を行えばよい

∴ 英米法と同一の共謀罪を導入する必要は無い (cf. 毎日新聞 サッパス教授電話取材)

#### ○ 条約締結のために共謀罪を立法したのは 2 国のみ：ノルウェーとブルガリア\*9 [1]

##### \* ノルウェー (2002 年立法\*10)

- ・ できるだけ刑罰を用いない方針の国。一般的な刑罰水準も軽い
- ・ 共謀罪の対象犯罪は少数に限られている
- ・ 2017 年「報道の自由ランキング」世界 1 位\*11

##### \* ブルガリア

- ・ 準備段階の行為を新たに犯罪として処罰する必要性が高かった
- ∴ 予備罪の処罰範囲が極めて狭い

軽微な違法行為や単なる危険行為は犯罪でなく行政的制裁の対象

← 旧社会主義国

- ・ 共謀罪処罰の条文は、対象をマフィアに絞った内容
- cf. 日本はテロ対策と称して約 300 もの共謀罪を導入

### § 2.4 対象犯罪限定の恣意性

#### ○ 過去法案での対象犯罪 (600 以上) が半数未満に減少・選別 [1]

##### \* 合理的な除外

- ・ 過失犯や故意の無い傷害致死罪等の犯罪類型
- ・ 予備罪や準備罪

∴ 「予備の共謀」の処罰は条約が想定していない  
日本法の予備罪等の処罰は相当に広く重い  
∴ 条約の条文を形式的に適用すると不合理

##### \* おかしな除外方

- ・ 軽い罪からでなく重い罪 (加重類型\*12) を除外
- 政府：「基本類型の共謀罪を処罰すれば足りる」

→ 量刑要素として重要な加重類型の除外について実質的説明無し

- ・ 公職選挙法
- ・ 政治資金規正法違反，政党助成法違反
- ・ 警察等による職権濫用・暴行陵虐罪
- ・ 商業賄賂罪
- ・ 相続税法違反
- ・ 独占禁止法違反

#### ○ 加重類型の性質 [1]

- ・ 企業犯罪として発生することが多い
- i.e. この類型の除外は企業の優遇
- cf. 条約は“経済犯罪”をターゲットにしており，企業犯罪の除外は説明不能

#### ○ 公選法，政治資金規正法，政党助成法除外の怪 [1]

∴ 条約が目的とするマフィア対策は，国や地方自治体の活動に違法な影響力を及ぼす行為をターゲットとする

#### ○ 職権濫用等除外の怪 [1]

\*12 加重類型：同じ種類の罪でも悪質性の高い犯罪に対してより重い刑罰を科しているタイプのもの。

\*9 先進国ではノルウェーのみ。

\*10 日本経済新聞

\*11 「国境なき記者団」調査。

∴ 「公権力の私物化」類型は条約の典型的なターゲット

○ マフィア対策に重要な二つの犯罪類型が除外されている [1]

1. 公権力の私物化の類型
2. 民間の汚職を含む経済犯罪の類型

	除外なし (共謀罪適用)	除外
横領罪	単純横領罪	業務上横領罪
背任	背任	特別背任
汚職	会社法	収賄罪 (公務員または仲裁人 に 関係する)
脱税	所得税, 法人税, 消費税等一 般的なもの	たばこ税, 石油石炭税, 石油 ガス税等組織的にしか行えな いもの

[参考]

共謀罪・適用範囲の絞り込みから浮かび上がる安倍政権の“ウソと思惑”

(週プレ NEWS, 高山加奈子氏インタビュー)

[https://www.excite.co.jp/news/article/Shueishapn\\_20170511\\_84487/?p=3](https://www.excite.co.jp/news/article/Shueishapn_20170511_84487/?p=3)

## § 2.5 まとめ

今般の共謀罪法案は、その目的を国連国際組織犯罪防止条約締結を名目として見たとき、条約が要求しない範囲にまで広く処罰を科す一方で、条約が目的とするマフィア対策のための犯罪が除外されており、この事実には法案を政治家や警察、財界の一部の人間にとって有利なものとした恣意的意図が感じられる。

政府による対象犯罪の限定についての説明には明らかな虚偽が見受けられ、条約に合わない内容の法案を押し通そうとする与党の真意には注視が必要である。

## § 3 オリンピックのためというウソ

### § 3.1 五輪招致時に検討の形跡がない

○ 五輪にまつわる二枚舌 (安倍首相) [1]

- ・ 2013年9月「この今も、そして2020年を迎えても世界有数の安全な都市、東京」(五輪誘致演説)
- ・ 2017年1月(「テロ等準備罪」について)「国内法を整備し、国際組織犯罪防止条約を締結できなければ東京五輪・パラリンピックを開けないと言っても過言ではない」(衆議院本会議)  
∴ 共謀罪は五輪のためにできたものではない

○ 2013年と現在の国内治安比較 [1]

- ・ 犯罪情勢は大きく改善(2012年から2015年の3年間で刑法犯認知件数は2割以上減少)
- ・ 暴力団関係者の人数と犯罪件数は減少
- ・ イスラム過激派によるテロの危険性の上昇  
∴ 安保法制による日本の米国追従姿勢の強調

### § 3.2 過去の共謀罪立法も無関係

○ 今般の共謀罪法の内容は2003年法案と実質的にほとんど変わらない [1]

○ やはり五輪は無関係 [1]

- ・ 2009年の五輪招致失敗から2013年の成功の期間に共謀罪立法の議論は全く行われていない  
cf. 法案3度目の廃案は2009年7月(衆議院解散による)

### § 3.3 政府文書でも共謀罪は無関係

○ 東京新聞による矛盾の指摘 [1]

- ・ 政府は「05年までに3回提出・廃案となった「共謀罪」と今国会(2017年)提出の「共謀罪」は違う」と主張



i.e. 国際組織犯罪の取り締まりからテロ対策に強調する点を変更

↔ 行動計画を見る限り、一貫して国際組織犯罪対策として記述

- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」(2003年) [1]
  - ・ テロについては本文書の対象外
  - ・ テロについては「その中心的役割を緊急テロ対策本部等における取組に委ねる」
  - ・ 「五輪」「オリンピック」の言及無し
- 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」 [1]
  - ・ 「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約の締結に向けた法整備」と「テロの脅威等への対処」は別の章
  - cf. 「条約締結に向けた法整備」は「国際化への対応」の章に記載
  - ・ 「五輪」「オリンピック」の言及無し
- 「『世界一安全な日本』創造戦略」(2013年末) [1]
  - ・ 初めて五輪に言及
  - i.e. 「オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進」
  - cf. 上記内容は「条約締結のための法整備」とは別の章に記載

### § 3.4 まとめ

共謀罪立法は、オリンピック・パラリンピックの文脈で議論されたことが無く、政府の公式文書でも別扱いである。

## § 4 テロ対策のためというウソ

### § 4.1 テロ対策とマフィア対策の違い

- マフィア、暴力団等組織的犯罪集団の性質 [1]
  - ・ 組織として時間的に継続することを想定
  - ・ 様々な利益の獲得が目的

・ 利益獲得のための公権力に対する不当な影響力の行使

### ○ テロリズムの性質 [1]

- ・ 宗教的動機や政治的動機に基づいた活動
- ∴ 組織性や継続性を要求しない

cf. 単独犯による自爆テロもテロリズムに含む

### ○ 組織的犯罪とテロの活動の相違と法的対策・取組の相違 [1]

- ・ マフィア等組織的犯罪集団とテロリズム集団の活動と目的、態様は基本的な性格を異にしている
- ∴ 国際法上も、国内法上も、“組織的犯罪”と“テロリズム”には別々の対策がとられてきた

i.e. 国際法上の取組において、“マフィア対策”と“テロ対策”とは別々の体系を構成

### ○ テロ対策条約と国内立法 [1],[3]

- \* 日本は13あるテロ対策の主要国際条約をすべて批准済み
  - ・ 条約のための国内立法を済ませている
- \* 安保理決議で求められている国内法上の対応を済ませている
- ∴ 日本はテロに対して、諸外国と同一の範囲で、極めて広い処罰規定を設けている
- i.e. 「テロ等準備罪<sup>\*13\*14</sup>」とは、言わば「テロ以外準備罪<sup>\*15</sup>」である

<sup>\*13</sup> 「テロ等準備罪」の名称は法務省が使用しており、外務省はこの呼称を避けている。外務省内で「テロ等準備罪」の名称を使っていたのは岸田文雄外相(当時)のみであった。[3]

<sup>\*14</sup> 外務省の「テロ等準備罪」の名称の不使用は、この法律がテロ対策でないことから、この名称を使うことについて責任がとれないと考えているのだろう。[3]

<sup>\*15</sup> 弁護士で自民党法務部会長であった古川俊治議員は、テレビ番組(「羽鳥慎一のモーニングショー」内“そもそも総研”)出演時に、テロ等準備罪は名前だけであるということをはっきり認める発言を行っている。[3], <https://yuruneto.com/hurukawa/>

## § 4.2 現行法に穴はない

- 国内のテロ対策は完備されている [1]
  - ・ 国内法に関し，国際条約や安保理決議に合わせて国内立法を行い実施してきており，国連体制が要求するテロ対策は完備している (前節参照)
  - ・ 特に「テロ資金提供処罰法改正 (2014 年)」によってテロ目的の組織的行為について処罰の間隙の無い体制が築かれた
  - ・ 現行法の下では，予備罪・準備罪の類型が多数存在し (§ 1)，テロ対策に穴は無い
- 共謀罪が脅かす学問・研究開発の制約 [1]
  - ・ 憲法 39 条は「遡及処罰の禁止」を命じている
  - ・ 科学研究は，憲法 23 条「学問の自由」との関係を慎重に判断した上で，研究内容の社会的有用性と危険性を，科学的知見から評価・線引きして必要な規制を法的に行っている
  - ・ 共謀罪における「実行準備行為」のような茫漠たる概念が濫用されれば，研究開発に対して強制捜査や委縮による不当な不利益がおよぼされかねない
- 捜査機関の主観的な判断によって摘発できるような立法は，憲法違反 (31 条適正手続の保障) の可能性がある [1],[3]

## § 4.3 テロリズム集団「その他」

- 共謀罪，いわゆる「テロ等準備罪」にテロのための条文が皆無 [1]
  - ・ 2017 年 2 月末時点の法案に「テロ」の語が全く含まれていなかった
    - i.e. 「公衆等脅迫目的の犯罪行為」や「テロリズム」の法的な定義に対応する語が存在しない
    - 法案に「テロリズム集団その他」の文言を挿入するだけの修正
      - i.e. 法案は「テロ」の内容を一切含んでいないことに変わらない

## § 4.4 治安情勢の飛躍的向上

- なぜ虚偽の看板を掲げてまでこの法案を強行しようとするのか [1]
  - ・ 犯罪が減って仕事のなくなった警察が権限を保持するため
  - ・ 犯罪の認知件数に対して，道交法での「ネズミ捕り」に似た状況が，より重い処分を伴って色々なところで起こっている。
- 冤罪事件の増加の恐れ (§ 0 参照)
  - “人質司法”等の問題の早急な改善の必要性

## § 4.5 まとめ

日本はテロのための国際条約や国連安保理決議については国内立法を済ませて対応済みである。共謀罪立法の根拠をテロ対策だと説明する政府の説明は作為的欺瞞である。

共謀罪法は、その内容以前に、制定過程において立法手続上の様々な問題が見られた。その中から立法理由の観点について注釈する。

法律を制定する際には、その法律制定の必要性である「立法理由」が明らかにされなければならない。特に本法律のような国民の人権を制約する可能性のある立法においては、立法理由が明確かつ説得的であることが法制定の前提となる。しかも共謀罪法の場合、過去に三度も類似法案が廃案になっており、立法理由には特に慎重な吟味が必要であったはずである。しかしながら、法案提出に当たって説明された複数の「立法理由」（「国際組織犯罪防止条約締結のため」「テロ対策のため」「東京五輪・パラリンピック開催のため」）は、いずれも共謀罪創設の根拠にならないことが多方面から指摘されており、これに対して国会審議において説得的な説明がなされたとは言い難い。

国会審議の問題は他にも存しており（金田法務大臣（当時）の問題、参議院において「中間報告」手法を用いた委員会採決の省略。）、政権与党が、必要の無い立法を、合理的な説明もなく、議会のルールを無視して数の力で押し切った共謀罪は、内容以前に手続的正当性に欠けると言わなければならない。

共謀罪の問題と関係する憲法条文\*16 [6],[3],[8]

41 条	国権の最高機関
43 条	国民の代表機関
13 条	個人のプライバシー
21 条 1 項	表現の自由
19 条	思想・良心の自由
21 条 2 項	通信の秘密
13 条, 21 条	精神的自由
13 条	幸福追求権
31 条, 39 条	罪刑法定主義
31 条	刑事手続きの適正 (適正手続の保障)
35 条	令状主義
22 条, 29 条	経済的自由
13 条	個人の尊重, 各人が自らの考える幸福を追求
1 条	国民主権
15 条	議会制民主主義 (国会議員)
41 条, 43 条	議会制民主主義 (国会)

\*16 本頁における条文掲載の順番は文献 [6] 本文に登場する条文順番に則した。